

市道等の情報について、回答書を希望される方へ

令和3年4月1日から、
申請者の『押印』が
不要となります！

1 旭川市市道等の照会事務（以下「照会」という）とは

旭川市土木部（以下「土木部」という）が管理する市道又は道路敷地（以下「市道等」という）に関する市道路線名、路線整理番号及び幅員等の情報を求める方が、必要書類を土木部へ提出し、それに基づいて土木部が回答書を交付する手続きのことです。

2 土木部が管理する市道等の情報について、回答書の交付を求めるには
令和3年4月1日以降、以下の内容を踏まえた書類の提出をお願いいたします。

（1）照会手続きを行うために必要な書類

- (ア)照会書（指定様式）・・・押印不要
- (イ)位置図
- (ウ)公図（写し可）

（2）照会手続きを行う際の留意点

- (ア)照会手続きは原則旭川市土木部土木管理課窓口で行います。窓口で照会内容と必要書類を確認しますので、時間に余裕を持ってご利用ください。
- (イ)照会する土地は市道等に面する地名地番のみを記入してください。
- (ウ)照会書への押印は不要です。
- (エ)原則回答書は、個人から照会された場合は個人へ、法人から照会された場合は法人関係者へ交付します。交付の際は、受領する方のサインが必要です。
- (オ)遠隔地から照会を希望される方は、担当までご相談ください。
- (カ)要領及び照会書の様式は土木部ホームページからダウンロードしてご利用頂けます。
(<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/443/444/d072774.html>)

担当 旭川市土木部土木管理課道路管理係
旭川市6条通10丁目第三庁舎2階
電話番号 0166-25-9791